

訴 状

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

執行文付与請求事件

訴訟物の価格 75万円

ちょう用印紙額 8000円

平成21年12月25日

大阪地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士 五 條 操

同 大 高 友 一

同 二 之 宮 義 人

同 住 田 浩 史

請求の趣旨

- 1 原告と被告間の大阪地方裁判所平成20年(ワ)第11044号不当勧誘行為差止等請求事件の和解調書中、和解条項第5項について、大阪地方裁判所裁判所書記官は、原告のために執行文(執行できる金額金150万円)を付与せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告は、平成19年8月23日に、内閣総理大臣から消費者契約法第13条第3項の規定に基づいて認定された適格消費者団体である。
- 2 被告は、現在東京都、大阪府等に合計5つの教室を有し、消費者を対象とした勧誘を行う英会話教室等を経営している事業者(消費者契約法2条2項)であり、かつ、特定継続的役務提供事業者(特定商取引法(以下、特商法という)41条)である。なお、被告は「グローバルトリニティ」の教室名で活動していたが、本年7月教室の一部(東京校、大阪校、名古屋校)について「HER-S(ハーツ)」に名称を変更した。
- 3 原告と被告は、両者間の不当勧誘行為差止等請求事件について、平成21年3月4日、御庁において後記のとおり裁判上の和解をした。

第2 本件請求について

1 債務名義の存在(甲1, 2)

原告は、被告に対し、大阪地方裁判所平成20年(ワ)第11044号不当勧誘行為差止等請求事件の和解調書による債務名義を有している(和解成立の日平成21年3月4日)。

すなわち、同和解調書中、和解条項(以下「本件和解条項」という。)第2項及び第5項には、以下のとおりの記載がある。

記

「2 被告は、本日以降、消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際し、以下の勧誘行為をしない。

- ① 消費者に対し、消費者が「一度家に帰ってから考えたい。」と述べるなどして勧誘をされている場所から退去する意思を表明しているにもか

かわらず、その場所から退去させない行為

- ② 消費者に対し、レッスン開講日及び開講時間が予め受講者のコースに応じて定められており、またカリキュラムも約10日前になってようやく半月分が発表されるにもかかわらず、「いつでも好きなときに受講できる」と告知するなど、消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるわけではないにもかかわらず消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるかのように告げる行為
- ③ 消費者に対し、レッスン開講日及び開講時間が予め受講者のコースに応じて定められており、またカリキュラムも約10日前になってようやく半月分が発表されることを告げないなど、消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるわけではないことを告知しないまま「受講期間内の受講回数は無制限です」「他の英会話教室に比べて受講料が安い」などと受講回数及び価格の比較について消費者に利益となる旨を告げる行為

④～⑦ 略

- 5 被告が、本日以降、消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際して、上記2①ないし③のいずれかに該当する行為を行った場合には、被告は、原告に対し、違約金として、当該行為の相手方となった消費者一人につき、金50万円を支払う。」

2 本件和解条項所定の条件の成就

然るに被告は、平成21年3月4日以降、消費者である下記の者らに対し、上記本件和解条項第2項①ないし同③に該当する行為を各行った。

(1) 訴外■■■■ (以下「消費者A」という。)

- ① 受講契約 平成21年3月19日
- ② 被告従業員の勧誘行為

被告従業員甲は、同月18日、英会話教室の受講契約の勧誘に際し、消費者Aに対し、「好きなだけ授業を受けられる。」「ほかの英会話学校よりも安い。」などと申し述べた。

さらに、甲は、被告営業所において、契約するかどうかを決めかねて「親に相談したい。」と述べるなどして退去を申し出た消費者Aに対し、「いや、これは親には相談せずに、自分で決めてほしい。自分の稼いだお金で払うのだから。」と述べ、「いったん帰らせてください。」と述べるなどして退去を申し出た消費者Aに対し、「いや、決断力を見せる意味でもこの場で決めよう。今するか、一生しないのかのどちらかだ。」とあって、退去をさせず、

その場で契約締結を約束させた。

③ これらの行為は、本件和解条項第2項①、②及び③の勧誘行為に該当する。

(2) 訴外■■■■ (以下「消費者B」という。)

① 受講契約 なし

② 被告従業員の勧誘行為

被告従業員乙は、平成21年9月2日、英会話教室の受講契約の勧誘に際し、被告営業所において、消費者Bに対し、翌日も営業所に来るように告げて引き続き勧誘を続けようとし、消費者Bがこれを断ったところ、乙は「消費者Bくんみたいに、のんびりした態度では社会では通用しないよ。」などと申し述べ、さらに、「もう十分話は聞きました。」などとして退去を申し出た消費者Bに対して、約30分にわたり勧誘を続けて、翌日営業所に来る約束をさせた。

さらに、乙の上司にあたる被告従業員の男性(氏名不詳)は、同月3日、消費者Bに対し、カリキュラムが学校側で決められている、ということなどの説明をしないまま、「自分の好きな時間に来て、自分でスケジュールを立てることができる。」とあって、自由に受講できるということを強調した。

また、同従業員は、契約締結を断った消費者Bに対し、「俺は、大学のとときにバイトを3つしてて、サークルもしてて、バンドもしてた。それに比べて、君なんかバイトだけで、へなちょこだ。」などと述べ、さらに、「今のままだったら、君は社会人になっても通用しないよ。」「君は、自分を守っているだけだ。」などとして退去をさせず、さらに約20分～30分にわたり勧誘を続けた。

③ これらの行為は、本件和解条項第2項①、②及び③の勧誘行為に該当する。

(3) 訴外■■■■ (以下「消費者C」という。)

① 受講契約 平成21年5月25日

② 被告従業員の勧誘行為

被告従業員(氏名不詳)は、平成21年5月25日、英会話教室の受講契約の勧誘に際し、消費者Cに対して、レッスンの開講日や時間があらかじめコースによって定まっていたり、実際は予約がなかなか思うようにとれないこと等を告げないまま、「レッスンは予約制だけど、好きなときに、無制限に受講できる。」などと説明した。

また、同従業員は、「無理です。」などとして契約勧誘を断った消費者Cに対し、「アルバイトして稼いでいるから、楽勝でしょ。」などと述べ、また、「家に帰って冷静になってから考えたい。」と伝えるなどして退去を申

し出た消費者Cに対し、「ここで決めないと後悔する。」「すぐに判断することが必要。」と述べるなどして、その場で契約を締結させた。

③ これらの行為は、本件和解条項第2項①、②及び③の勧誘行為に該当する。

2 1を裏付ける間接事実

(1) 各地の消費者センターに対する苦情（甲8の1，2）

① 上記和解後平成21年10月26日までに全国の消費者センターに寄せられた被告に関する相談件数の内、国民生活センターが有するデータベース（PIO-NET）に登録されたのは162件存在する。

② そのうち、本件和解条項第2項①ないし③記載の行為があったと思われる事例が相当数を占めているが、典型的な苦情の例としては以下のとおり。
略（※ 実際の訴状には記載があります。）

③ なお、消費者庁及び独立行政法人国民生活センター平成21年11月4日付けで、被告に対するものとは特定はしていないが、就職活動中の学生に対する英会話教室やリクルート講座の強引な勧誘について、注意を呼びかけている（甲9）。

(2) 原告への苦情申出等（甲10）

① 平成21年3月4日以降原告に寄せられた被告に関する苦情・情報提供件数は29件である。

② そのうち本件和解条項2項①～③に該当すると思われる行為の件数は14件である。

3 上記1記載のとおり、被告は消費者3名に対し、本件和解条項第2項に違反する勧誘行為を行ったところ、被告は本件和解条項第5項に基づき、原告に対し、金150万円の支払義務を負う。

第3 執行文付与手続への非協力（甲3，4）

平成21年11月30日、原告は被告に対し、本件和解条項第5項に基づき、上記金150万円を請求した（同年12月1日到達）が、被告はこれに応じず、また執行手続きの開始につき猶予を求めるなどして、執行文付与に協力しない。

第4 よって、原告は、被告に対し、上記のとおり被告の違反行為により本件和解条項第5項所定の条件は成就したので、民事執行法33条1項に基づき、請求の趣旨記載のとおり本件債務名義について執行文付与を求め、本訴に及ぶ。

以上

証 拠 方 法

| | |
|-------------|---|
| 甲第1号証 | 和解調書 |
| 甲第2号証 | 同送達証明書 |
| 甲第3号証の1, 2 | 請求書及び同配達証明書 |
| 甲第4号証 | 要請書 |
| 甲第5号証ないし7号証 | 報告書 |
| 甲第8号証の1, 2 | 消費者契約法40条1項に基づく申請書及び回答書 |
| 甲第9号証 | プレスリリース「就職活動中の学生を対象とした強引な英会話等の勧誘を巡る消費者トラブルへの対応について（消費者庁）」 |
| 甲第10号証 | 報告書（原告作成 和解成立以降の情報提供状況） |

附 属 書 類

| | |
|-------------|-----|
| 1 甲号証写し | 各1通 |
| 2 履歴事項全部証明書 | 2通 |
| 3 訴訟委任状 | 1通 |

当事者目録

〒540-0033

大阪府中央区石町1丁目1番1号 天満橋千代田ビル

原告 特定非営利活動法人消費者支援機構関西
(適格消費者団体)

| | | | |
|-------|----|----|---|
| 代表者理事 | 榎 | 彰 | 徳 |
| 同 | 北川 | 善太 | 郎 |
| 同 | 片山 | 登志 | 子 |
| 同 | 千神 | 國 | 夫 |
| 同 | 飯田 | 秀 | 男 |
| 同 | 野々 | 山 | 宏 |
| 同 | 坂東 | 俊 | 矢 |
| 同 | 筋 | 祥 | 子 |
| 同 | 伊吹 | 和 | 子 |
| 同 | 小峰 | 耕 | 二 |
| 同 | 山田 | 栄 | 子 |
| 同 | 大西 | 憲 | 慈 |
| 同 | 三沢 | 邦 | 子 |
| 同 | 村山 | 泰 | 弘 |
| 同 | 西島 | 秀 | 向 |

〒541-0043

大阪府中央区高麗橋2丁目4番4号公洋ビル7階

五條法律事務所

電話 06-6203-5855 FAX 06-6203-6733

原告訴訟代理人弁護士 五 條 操

〒604-8106

京都市中京区堺町通御池下る吉岡御池ビル8階

弁護士法人みやこ法律事務所

電話 075-211-4433 FAX 075-221-2004

原告訴訟代理人弁護士 大 高 友 一

〒604-8175

京都市中京区室町通御池下ル円福寺町342-1 VOICE 21ビル2階

二之宮義人法律事務所

電話 075-213-0725 FAX 075-213-0745

原告訴訟代理人弁護士 二之宮 義人

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東入アーバネックス御池ビル東館6階

御池総合法律事務所（送達場所）

電話 075-222-0011 FAX 075-222-0012

原告訴訟代理人弁護士 住田 浩史

〒160-0023

東京都新宿区西新宿一丁目4番11号

被告 株式会社FORTRESS, JAPAN

同代表者代表取締役 山渡 雄二郎